

チームけせんの和



だより

2016

vol.12

9月15日号

発行 陸前高田の在宅療養を支える会（チームけせんの和）

〒029-2205 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42-5 TEL 0192-54-2111 FAX 0192-55-6118

「チームけせんの和」(陸前高田の在宅療養を支える会) に寄せて

陸前高田市国民健康保険広田診療所 所長 近江 三喜男

会長の人徳と行動力によって「チームけせんの和」は一定の方向性が定まり将来が見えてきたように感じます。まずは石木先生と会員の皆様の御健勝をお祈りいたします。

さて広田診療所ですが、私が着任してから10年余、間に3・11があり診療所は未だ再建されずスタートラインに立っていないようにも感じますが、実質的には前と同じような診療を行っています。それが可能なのは、もともと診療所に期待される医療が、現代の進んだ医療とは次元を大きく異にし、設備も人材も多くを必要としないためと考えます。患者さんの訴えをよく聞き、時には訴えの裏に見え隠れする悩み事や世間話に耳を傾けるだけでも治療効果が上がるようです。最近は、「症状＝病気」と思い込む短絡的な思考パターンを断ち切り、テレビなどからの不適切な情報を遮断し、“健康てんでんこ”、“病気でんでんこ”と念仏のように唱えつつ、「症状＝イエロー・カード」の思考パターンに誘導し、養生に心がけるよう患者さんの再教育(洗脳?)に努めています。また、「加齢に伴う変化＝病気」も良くないと思います。治せない病気を治せるもののように口説く医療にも問題があります。治ると信じ込ませることが患者さんを不幸にする一因になっているように感じます。

話は変わりますが、この原稿を書くにあたり会の主旨でもある“在宅療養”の“療養”を広辞苑で調べてみました。「病気をなおすため治療し養生すること」とあります。本来、死は生の一部を占めるかの如くに予めプログラムされていますが、東洋医学では養生に努めることが、寿命を(伸ばすのではなく)縮めない効果をもたらすと考えるようです。そうであれば、“治療と養生”は比較的若い人に用いるべき言葉であり、余命の少ない高齢者においては、特に“養生”は既に手遅れで効果は極めて少ないと考えます。やはり、在宅の高齢患者さんにとっては“介護”が最重要課題であり、この会の多数を占める会員の皆さんが頑張る世の中になるのが必然のように思われます。



光り輝く訪問診療用の新車☆



あがらい家のスタッフ

チームけせんの和に寄せて

有限会社 笹陣「土筆の里 あがらい家」管理者 熊谷ひとみ

「土筆の里・あがらい家」は、平成23年10月に横田町の大自然の中の民家を改装し、少しでも東日本大震災の復興の手助けになればとの思いからオープンしました。平成28年4月には、陸前高田市指定を受け地域密着型サービスに移行した定員15名の少人数で家庭的な雰囲気施設の施設です。

午前中、季節の歌に合わせてスタッフが考えたレク体操で始まり、運動レクで身体を動かす頃には利用者様方の歓声が聞こえてきます。入浴は、身体の不自由な方でも安全に入浴できるようリフト浴を準備しております。

厨房で調理した昼食は、温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに、おやつは毎回手作りで、時には利用者様方に作り方を教わったり手伝ってもらったりと、笑顔いっぱい楽しんでながら作っております。また、季節の野菜や果物は利用者様と一緒に収穫し新鮮なものがお膳に並び、美味しさも倍増です。

午後は、それぞれ利用者様に合った作業レクやトランプ等のゲームで盛り上がり、毎日利用者様の笑顔に触れ合う事ができ元気を貰っています。現在は、9月に計画しているふれあい祭りに向けスタッフ一丸となって奮闘中です。

私達は、ひとりひとりに寄り添った介護をモットーに、利用者様とスタッフ、そして地域の方々と一体となって明るく朗らかで安心できる場作りを目指しております。今後とも「土筆の里・あがらい家」をよろしく願います。

チームけせんの和に寄せて

陸前高田市社会福祉協議会 指定通所介護事業所「しおさいの家」 菊池誠二

いつもお世話になっております。陸前高田市社会福祉協議会デイサービスセンター「しおさいの家」です。

当事業所は平成25年8月1日に陸前高田市及び関係機関並びに地域の皆さまのご理解とご協力により開所し、3年を迎えております。

「しおさいの家」は名前の通り、部屋から見える太平洋の景色が最高で、海の色、波の様子が眺められ、遠くに豪華客船が見えることもあります。

「ゆったりと……」を合言葉に利用者だけではなく、スタッフもゆったりとした気持ちでケアをするように心掛けています。(来所される方々にはスタッフが動いていないようにも見えますが……)

女性利用者が多く、お茶っこ飲みに来た感じで昔話しに花が咲き笑い声が響いており、数少ない男性利用者も曜日によっては、男気ドライブ(スタッフ・利用者共に男性のみ)に出掛け、市内外を楽しく散策しております。

また、地域との交流にも力を入れ、保育園や小学校との交流や喧嘩七夕のアザフやお花作り等も行なっています。

まだまだ未熟なサービスですが、利用者・スタッフ一丸となって居心地の良い居場所作りをしていきたいと思っております。

お近くに来た際にはお気軽にお立ち寄りください。おいしいコーヒーを飲みながら、利用者やスタッフとまったりしていきませんか？

今後ともよろしく願います。





チームけせんの和に寄せて

ミニ知識「障害者差別解消法」とは

陸前高田市役所 民生部 地域福祉課 障がい福祉係長 中川 健 司

障害者差別解消法とは、平成28年4月1日から施行された法律であり、その主な趣旨としては、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の2つが挙げられます。

「差別的取扱いの禁止」とは、公的機関（国・県・市町村などの役所）や会社やお店などの事業者が障がいのある人に対して差別的な対応を行うことを禁止することです。

これは具体的に言いますと、聴覚に障がいのある人に対して、手話をできる人などの対応できる人がいないからと言って受付を拒否したり、身体の障がいのある人がお店に来た際に、介助者がいないから対応できないのでお店に入れないといった、障がいの無い人であれば普通であることを障がいがあることにより対応してくれないといった差別的な対応を禁止するということを意味しています。

また、「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人が障がいの無い人と同じサービスや機会を得られるよう、負担が重すぎない範囲で障壁を取り除くために何らかの対応を行うことです。

具体的に言いますと、身体に障がいのある人のために入口の段差を解消するためスロープを設置したり、文書を記入することが難しい人のために、代理で記入してあげたりすることなどがあります。

誰でも年を重ねて身体機能が低下することにより、様々な障がいが発生することは自然なことであり、陸前高田市では障がいのある人でもない人でも誰もが快適な生活を営めるよう、「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」を障害者差別解消法が施行される前から進めています。

これは、困っている人がいたらあたり前のように助け合い、みんなが差別的取扱いや合理的配慮といった言葉を意識することなく、安心して生活していけるまちづくりをめざしているものです。

そんな世界に誇れるような美しいまちを、みなさんと協力しながらつくっていければと思います。

チームけせんの和 活動報告

H 28年 7月 28日

平成28年度 第2回研修会（60名参加）

テーマ 「プライマリケアとしての東洋医学 ～鍼灸の視点から～

医療・福祉・介護の現場で働く私たちのセルフケアに活かす養生訓」

講師 さの鍼灸治療室 鍼灸師 藤林 初枝 先生

東日本大震災後、被災地の避難所等で鍼灸のボランティアをし、その後陸前高田市内の仮設店舗で関東地方と東北を往復しながら鍼灸治療を続けているタフな動きを、テンポ良くお話ししていただきました。研修の中では、鍼灸の歴史から現在の医療への鍼灸の関わり方まで詳しく講義していただき、簡単に自分で使えるパッチ鍼の取り扱い等も説明して頂きました。健康を維持する為にはセルフケアが何よりも重要であることを学びました。



H 28年 9月 1日

平成28年度 第3回研修会（44名参加）

テーマ 「ボランティアが観る心のケア」 ～フランスから陸前高田へ～

講師 ボランティア 永井 恵子 氏

フランスで長年心のケアや傾聴ボランティア活動を行っていた中で、東日本大震災後には陸前高田市に魅せられ昨年の10月から市内の仮設住宅に入居し、老人介護施設やがん患者交流サロンで傾聴ボランティアを行いながら感じた人々への深い思いや、ボランティアの意義や醍醐味を伝えて頂きました。

また認知症の方々へ、尊敬や共感を持って寄り添い関わることで得られる心のふれあい等の、支援者の立ち位置からの大事な気づきを教えて頂きました。



「チームけせんの和」に寄せて

陸前高田市地域包括支援センター 包括支援係長 佐藤 咲恵

「チームけせんの和」の皆さま 3年前の2月に設立以来、様々な活動に参加していただき本当にありがとうございます。

地域包括支援センターは市の直営で運営しており（法人委託も可能）、保健課包括支援係所属の職員でもあるので介護保険の保険者の立場でもあります。今年の4月に機構改革があり、長寿社会課から保健課に所属が変わりました。健康推進課所属だった保健師や栄養士と同じ課になりましたので、健康づくりから介護予防まで一体的に取り組める体制になりました。

業務内容は主に65歳以上を対象としており、総合相談、権利擁護、ケアマネジャー支援、介護予防ケアマネジメント、在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備（配食や見守り）、認知症施策推進、一般高齢者介護予防事業、新総合事業（市町村独自の通所・訪問型サービス等）構築…と、事業所名が「地域包括」とは言え、多岐に渡っています。

これらを実施すべく（委託も含めて）職員一同アイデアを出し合っているところです。

職員は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員、介護予防指導員、生活支援コーディネーターが所属し、計11名（所長と補佐を含め13名）の専門職で構成されています。

平成12年から始まった「走りながら整えていく」介護保険制度も平成27年度から第6期に入りました。これから確実に迎えるであろう少子高齢化、人口減少等の課題解決には、公助だけでは到底対応できるはずもなく、地域のコミュニティづくりという「共助」の部分を充実させることが重要です。そのために介護保険の地域支援事業が活用できるようになりました。

介護保険サービスが多様になってきたことは安心感がありますが、例えば「今まで隣人や親せき、子ども達が何かと見守りやお世話してきたが、ヘルパーが定期的に来るようになったから安心」「ディサービスに通うようになったから安心、自分たちの役目は終わり」というように、そのサービスを利用したことによって「地域で共に暮らす」ことから遠ざかってしまった経験はないでしょうか？

体が不自由になっても、認知症になっても、独居であっても、それがあたり前のこととして暮らしている、地域の通い場に要支援者も通い、通っている人たちが支える側となる、まさに「ノーマライゼーションという言葉のいらないまち」になり、大震災によるマイナスから立ち上がった高齢者が元気なまちとして、全国から視察者が大勢来訪する陸前高田市になるのでは？……などと妄想を抱いているこの頃です。

地域包括支援センターは、これからこのような社会資源の醸成を目標として健康づくりや介護予防、認知症対策に力を注いでいきますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。



編集後記

度重なる台風も去り、ススキが目につく季節になりました。皆さんお元気でしょうか。涼しくなるとやりたいことが次々と浮かんできます。夏の暑さで休んでいた散歩・ほったらかしていた（放り投げていた）花壇の整理・筆筒の整理・色んな物あれこれの整理・新聞の記事を見ては読みたいなあと思っていた本の読書・そして、行ってみたい温泉……。やってみたいことがあるうちが花！書けるくらい書きだして、ひとつふたつとやってみたい！そんな季節です！今回号では久しぶりに、ミニ知識を掲載しました。次回もミニ知識もしくはお仕事紹介を掲載していきたいと思います。ご協力をお願いします。